

## スーパーボランティア支援事業交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、スーパーボランティア支援事業交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本交付金は、公共空間を利活用して行う地域づくりや賑わい創出の活動を通して、土木施設の協働管理を推進するとともに地域活力の向上を図ることを目的として交付する。

### (交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、スーパーボランティア支援事業実施要領（平成22年3月5日付第200900187730号鳥取県県土整備部長通知。以下「要領」という。）に基づいて、別表の第1欄に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を行うスーパーボランティアに対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、交付事業に要する経費の額（別表の第2欄に掲げる活動内容ごとに同表の第3欄に掲げる算定方法により算定した額とする。）とする。ただし、同表の第4欄に定める額を限度とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、交付事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本交付金の交付申請は、要領第2条第4号に定める所長等（以下「所長等」という。）が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日（閉庁日は除く。）以内に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本交付金の増を伴う変更以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない

い。

(1) 規則第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合にあつては、交付事業の完了又は中止若しくは廃止の日から 20 日を経過する日

(2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあつては、補助事業等の完了年月日の属する年度の翌年度の 4 月 20 日

2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び第 2 号によるものとする。

(雑 則)

第 8 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、所長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(ボランティアによる簡易な土木施設設置の支援補助金交付要綱の廃止)

2 ボランティアによる簡易な土木施設設置の支援補助金交付要綱(平成 20 年 4 月 11 日付第 200800006825 号鳥取県県土整備部長通知)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 交付事業	2 活動内容	3 算定方法	4 交付限度額
スーパーボランティア 支援事業	植栽柵以外の 土木施設の草 刈及び清掃、 土木施設の異 常等があった 場合の通報	協定に定められた範囲のうち活 動が必要な面積1平方メートル 当たり40円/年	植栽柵以外の土 木施設の草刈り 及び清掃並びに 植栽柵の植栽管 理の活動を通じ て60万円/年
	植栽柵の植栽 管理	協定に定められた範囲のうち活 動が必要な面積1平方メートル 当たり500円/年 (ただし、植栽柵の大きさが1平 方メートルに満たない場合は、植 栽柵1箇所当たり500円/年)	(千円に満たな い端数は切り捨 てるものとす る。)
	伐除根	協定に定められた範囲のうち伐 除根に必要な機械等の使用料、 賃借料、消耗品費、燃料費及び運 搬費	伐除根及び簡 易な施設の設置 において50万 円/団体(2年
	簡易な施設の 設置	次に掲げる施設の設置等に必要 な原材料費、消耗品費、燃料費又 は使用料及び賃借料 ①堤防階段の設置 ②河川管理道の舗装 ③多年草の設置 ④ベンチ等休息施設の設置 ⑤土木施設の利活用に資する 施設で、管理者が認めるもの の設置 ⑥土木施設の景観及び環境の 改善に資する施設で総合事務 所長等が認めるものの設置	にわたる交付事 業については、 50万円/2年 とする。)

様式第1号（第4条、第7条関係）

〇〇年度 スーパーボランティア活動計画（報告）書

1 土木施設を利活用した活動

実施日	活 動 の 内 容	参 加 者 数	土木施設の維持管理内容

（注）活動報告書には、活動状況が確認できる書類（写真等）を添付すること。

2 伐開除根、簡易な施設の設置

実施期間	
場 所	
事業内容	
事 業 費 (内訳)	

- （注） 1 活動計画書には、事業内容が分かる図面等を添付すること。  
2 活動報告書には、事業内容が分かる写真等を添付すること。  
3 やむを得ず県内事業者からの材料等の購入が困難な場合は、その理由を記したもの。

様式第2号（第4条、第7条関係）

〇〇年度 スーパーボランティア収支予算（決算）書

収支予算（決算）

（単位：円）

区分	予算額	決算額	備考
本交付金			

（注）1 申請時には、予算額（申請額）のみ記載し、実績報告時には予算額、決算額を記載すること。

2 備考欄には「@40円/㎡× ㎡= 円」など、交付金の算出根拠を記載すること。

他の交付金等の受給の有無 有 ・ 無

受給内容

（単位：円）

支給元団体名	内容	支給額

（注）1 別表第3欄に掲げる活動内容と同種同様の活動に対して、本事業以外の事業（市町村等他の団体が行うものも含む。）により資金を受給（予定含む。以下同じ）する場合、交付金、補助金、委託料等の種類を問わず、「有」を丸で囲み、その内容等について表内に記載すること。

2 本事業以外の事業で資金を受給する場合は、本事業の交付対象としない場合がある。

申請者

団体名

代表者住所

代表者氏名

様

職 氏名

印

令和 年度スーパーボランティア支援事業交付金交付決定通知書

年 月 日付の申請書で申請のあったスーパーボランティア支援事業交付金については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規程に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規程により通知します。

記

1 交付事業の名称

2 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

交付金の額の確定は、スーパーボランティア支援事業交付金交付要綱（令和3年3月4日付第202000271425号鳥取県県土整備部長通知。以下「要綱」という。）第7条による実績報告の内容を審査した上で行う。

4 交付規程の遵守等

交付事業の実施に当たっては、規則、スーパーボランティア支援事業実施要領（平成26年3月27日付第201300197734号鳥取県県土整備部長通知）及び要綱の規定に従わなければならない。